

令和 6 年度

介護サービス施設・事業所調査の調査項目の代替可能性に関する調査研究

事業報告書

令和 7 年 3 月

PwC コンサルティング合同会社

目次

1. 事業の概要	3
(1) 背景と目的	3
(2) 本調査研究の実施内容と手法	3
(3) 事業の実施経過	6
2. 調査結果	7
(1) 情報公表データの分析	7
(2) 介護D Bデータの分析	20
(3) その他の行政記録情報等を活用した代替可能性等の検討	28
3. 考察と提言	32
(1) 情報公表データについて	32
(2) 介護D Bデータについて	33
(3) その他の行政記録情報等の活用可能性について	34
(4) 今後の課題と提言	34
参考資料	37
(1) 業務要件	37
(2) 実施体制	39
(3) 有識者ヒアリング協力者	39

1. 事業の概要

(1) 背景と目的

背景

- 規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）では、厚生労働省は介護保険法に基づく介護サービス事業者からの介護サービス情報の報告・公表制度（以下、「情報公表制度」という）を活用し、一般統計調査である介護サービス施設・事業所調査の調査自体や調査項目の統廃合を図ることとされた。
- これを受け、厚生労働省では、回答する施設・事業所（以下「事業所等」という。）の負担軽減のため、介護サービス施設・事業所調査において、令和4年調査より介護サービス情報の公表システムデータ（以下「情報公表データ」という。）を用いて調査票に従事者数などの情報をあらかじめ印字して回答を依頼する「プレプリント方式」を導入している。
- 介護サービス施設・事業所調査については、更なる記入者負担軽減の方策を立てることとされており、また、中長期的な課題として調査項目の廃止等にも取り組む必要がある。

目的

- 本調査研究では、介護サービス施設・事業所調査の更なる記入者負担軽減のため、プレプリントを利用している情報公表データ及び厚生労働省が管理・運用している介護保険総合データベースのデータ（以下「介護DBデータ」という。）等の行政記録情報の活用方策の検討及び調査項目への代替可能性についての検証を行う。
- 行政記録情報から介護サービス施設・事業所調査との突合・検証用データを集計・作成し、実際の介護サービス施設・事業所調査の調査結果との誤差等について評価や分析を行い、統計学や介護保険制度等に関する専門的知見も踏まえ、調査票の調査項目の見直しに向けた検討に必要な提言（今後の課題・負担軽減に有用な手法等）をまとめる。

(2) 本調査研究の実施内容と手法

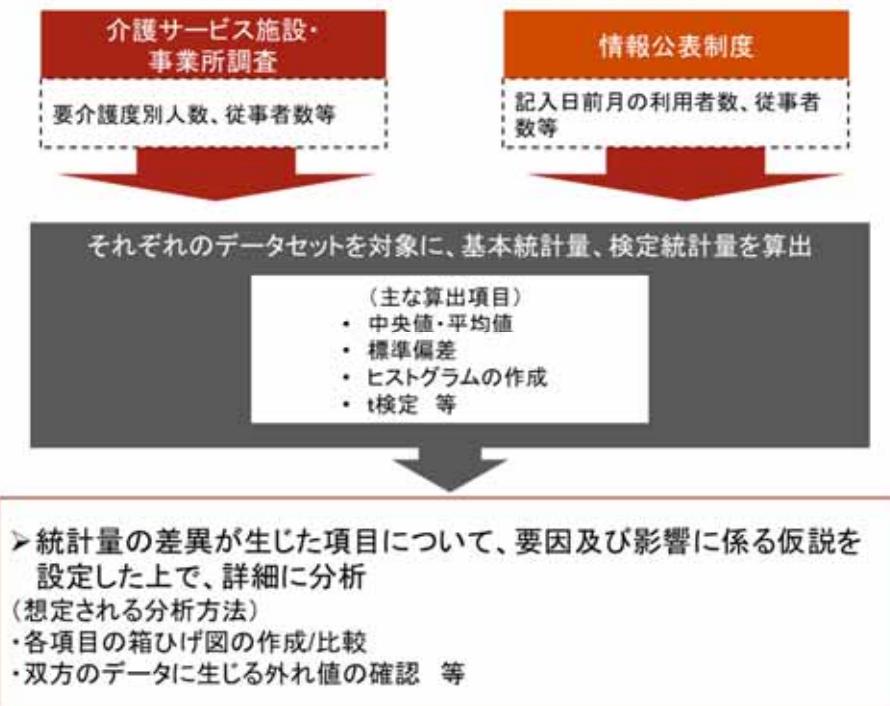
本調査研究において実施する調査内容は、以下の柱建てで実施することとした。

1. 項目のデータセット全体に対する統計的な妥当性の検証

- ① 介護サービス施設・事業所調査の調査票（回答）データ（以下「調査票データ」という。）に対応する情報公表データ及び介護DBデータの事業所データを突合・特定
- ② ①で抽出した行政記録情報をデータセットとし、基本統計量（ヒストグラムや中央値・四分位、偏差等）や検定統計量を算出
- ③ ②で算出した統計量を調査票データと比較
- ④ 統計量の差異について、要因及び影響に係る仮説を設定、分析
- ⑤ 分析結果を有識者に提示し意見をヒアリング、プラッシュアップを図る

図表 1 項目別データセット比較のイメージ（例）

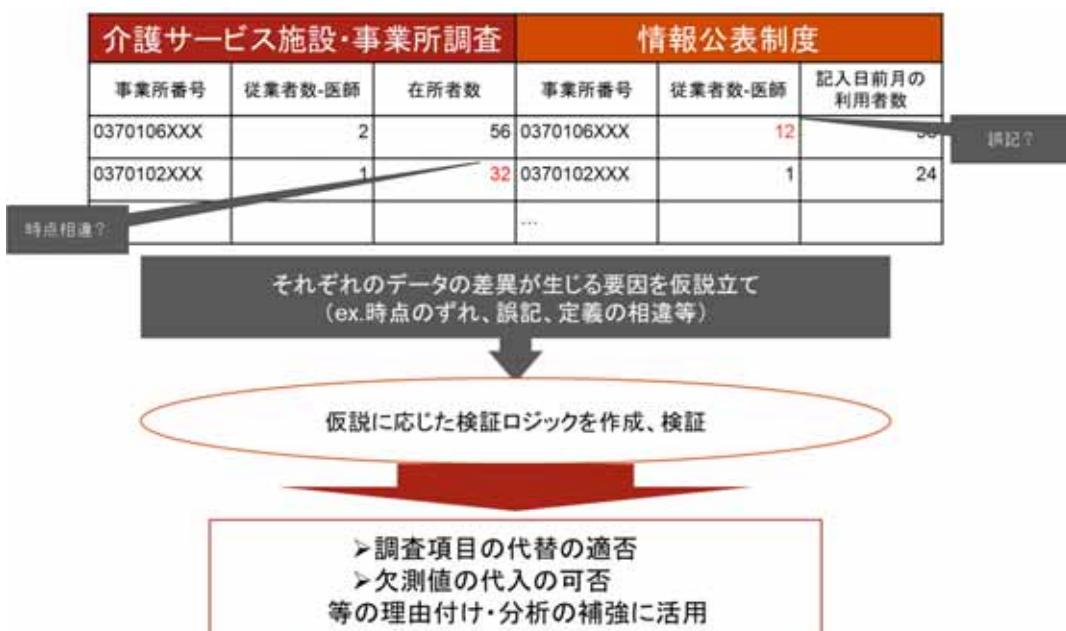
＜項目別データセット比較のイメージ（例）＞



2. 差異データの要因分析

- ① 1で比較した結果、調査票データと行政記録情報との間で特に乖離の大きい項目（5項目程度を想定）を選定
- ② 個別の回答データ単位での差異を特定
- ③ 差異が生じる要因を仮説立て
- ④ 仮説に応じたデータ分析ロジックを作成、検証

図表 2 差異データの要因分析のイメージ（例）



3. その他の行政記録情報等を活用した代替可能性等の検討

介護サービス施設・事業所調査におけるLOCF手法等の活用可能性の検討の一助として、情報公表データ及び介護DBデータ以外の行政記録情報で調査票データの代替等が可能と考えられるものについて、以下の要件を念頭に置きながら調査・検討する。

図表 3 調査票データの代替として活用可能な情報の要件

- 多数の事業所等(可能であれば悉皆)の情報が画一的に記録されていること
- 行政が記録する情報として、一定の正確性が担保・期待できること
- 一定期間ごとに更新される等、情報の鮮度が一定程度維持されていること
- 記録主体以外の行政機関等への提供が可能であり、事業所番号等を用いて調査票データとの名寄せが可能な状態であること

4. 有識者等ヒアリングの実施

分析手法・結果の妥当性や、自治体における運用実態に関して助言をいただくため、有識者等へのヒアリングを実施した。

有識者ヒアリング：研究の分析方針や結果の妥当性について、介護保険領域、統計/数学領域の専門的知見に基づく助言を得る

都道府県ヒアリング：情報公表データと調査票データの登録件数の差異に特徴のある都道府県における情報公表制度の運用状況や、事業所データの実態を把握する

図表 4 ヒアリング対象者一覧

種別	対象者	選定理由
1 有識者ヒアリング	国立保健医療科学院	介護保険制度に係る研修等の実施実績があり、統計調査等に関する研究の経験がある研究者も在籍
2 都道府県ヒアリング	栃木県	情報公表データと調査票データの登録件数（事業所等数）の差異が大きい
3 都道府県ヒアリング	和歌山県	
4 都道府県ヒアリング	福井県	情報公表データと調査票データの登録件数（事業所等数）の差異が小さい
5 都道府県ヒアリング	鳥取県	

※その他、社内の統計・介護政策有識者からの助言を得た。

(3) 事業の実施経過

本調査研究は以下のスケジュールに沿って進行した。

図表 5 事業の実施経過



2. 調査結果

(1) 情報公表データの分析

情報公表データの特徴

ア 情報公表データの概略

情報公表データについては、法律により報告が義務付けられているため、情報の網羅性が高い（多くの事業所等をカバーできている）ことが期待できる。

他方で、更新の頻度・タイミングについては自治体や事業所等によってばらつきがあると考えられ、情報の鮮度については留意が必要である。

また、情報公表制度については年間の介護報酬請求額が100万円以下の事業者等については公表の必要がないこととされているため、小規模な事業者等のデータが入力されていない可能性もある。

図表 6 情報公表データの特徴

データの入力者	施設・事業所
主な内容	<ul style="list-style-type: none">・事業所等の名称、所在地、法人情報等・従業者に関する情報・提供サービスの内容、利用料等・事業所等の取組
更新頻度	都道府県が定める計画に従う
データの精度・回答の担保	あり（法律に基づき報告が義務付けとなっているほか、情報公表制度への報告をしない事業所等は報酬の減算措置あり）
データの始期	平成18年4月～
データ形式	CSV形式（オープンソースデータとして公開）

イ 介護サービス施設・事業所調査の項目との関係性

情報公表データについては、すでに介護サービス施設・事業所調査のプレプリントデータとして使用されているとおり、介護サービス施設・事業所調査の調査項目と類似の情報を多く持っており、親和性が高いと言える。

図表 7 介護サービス施設・事業所調査と情報公表データの類似項目

基本票		詳細票			
介護サービス施設・事業所調査の項目	情報公表データ	介護サービス施設・事業所調査の項目	情報公表データ	介護サービス施設・事業所調査の項目	情報公表データ
県・市区町村符号-県番号	事業所番号から変換可能	県・市区町村符号-県番号	事業所番号から変換可能	サテライトの運営	-
県・市区町村符号-市区町村符号	事業所番号から変換可能	県・市区町村符号-市区町村符号	事業所番号から変換可能	併設の状況	-
事業所番号	事業所番号	開設年月	事業開始年月日	従事者数-施設長	-
活動の状況	-	開設主体	-	従事者数-医師	従事者数-医師
サービス種別	サービス種別	経営主体	-	従事者数-歯科医師	-
入所定員-介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設	入所定員	事業所番号	事業所番号	従事者数-生活相談員	従事者数-生活相談員
入所定員-地域密着型介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設	入所定員	活動の状況	-	従事者数-社会福祉士	-
郵便番号	オープンデータから連携可能	介護報酬上の届出	-	従事者数-看護師	-
電話番号	オープンデータから連携可能	入所定員	入所定員	従事者数-准看護師	-
法人名	オープンデータから連携可能	居室の状況(室数)	居室の状況	従事者数-介護職員	従事者数-介護職員
施設の所在地	オープンデータから連携可能	ユニット型室数	-	従事者数-介護福祉士	従事者数-介護福祉士
施設の名称	オープンデータから連携可能	ユニットの状況	-	従事者数-介護福祉士のうち勤続10年以上	-
		居住費の状況	-	従事者数-管理栄養士	従事者数-管理栄養士
		在所者の有無	記入日前月の利用者数	従事者数-栄養士	従事者数-栄養士
		要介護度別入数	記入日前月の利用者数	従事者数-歯科衛生士	-
		苦情解決のための取組状況	-	従事者数-機能訓練指導員	従事者数-機能訓練指導員
		夜勤勤務体制	-	従事者数-理学療法士	従事者数-理学療法士
		夜勤職員の実人員数及び夜勤回数	-	従事者数-作業療法士	従事者数-作業療法士

情報公表データの分析のポイント

情報公表データの取り扱いを検討するにあたってのポイントとして、以下のとおり仮説を設定し、これを検証することを目標とした。

図表 8 情報公表データの分析のポイント

仮説 1：情報公表データは網羅性が高く、活動休止/廃止事業所も含めてカバーされているのではないか

 (分析の方向性) 調査票データと情報公表データの項目別全数データセットを比較し、差異を調べる。
分析手法 <ul style="list-style-type: none"> ・項目のデータセット全体に対する統計的な妥当性の検証

仮説 2：情報公表データは時点にはらつきがあり、特定の時点（各年 10 月 1 日）での最新の情報を保持しているとは限らないのではないか。

 (分析の方向性) 調査票データと情報公表データ双方に掲載がある事業所のデータを比較して差異の発生要因を調べるとともに、都道府県等の運用の実態を整理する。
分析手法 <ul style="list-style-type: none"> ・差異データの要因分析 ・情報公表制度の運用実態とデータに与える影響の調査

仮説 3：情報公表の制度上、少なくとも一定の時期ごとに事業所の情報が記録・更新されていることを踏まえ、欠測値（未回答等）となっている事業所のデータを補完することができるのではないか。

 都道府県単位の傾向も含めたデータの傾向と鮮度を調べ、情報の信頼性を検討する。
分析手法 <ul style="list-style-type: none"> ・項目のデータセット全体に対する統計的な妥当性の検証 ・情報公表制度の運用実態とデータに与える影響の調査

分析方法

ア 分析方法の概略

②で整理した仮説を踏まえ、以下の3つの検証方法を用いることとした。

図表 9 情報公表データの分析方法

1. 項目のデータセット全体に対する統計的な妥当性の検証
① 調査票データの各項目に対応する情報公表データの項目データを特定 ② ①で抽出した双方の項目データをデータセットとし、基本統計量や検定統計量を算出。 ③ ②で算出した統計量を比較 ④ 統計量の差異について、要因及び影響に係る仮説を設定、分析 ⑤ 分析結果を有識者に提示し意見をヒアリング、ブラッシュアップを図る
2. 差異データの要因分析
① 1で比較した結果、調査票データと情報公表データとの間で特に乖離の大きい項目(5項目程度)を選定 ② 個別の回答データ単位での差異を特定 ③ 差異が生じる要因を仮説立て ④ 仮説に応じたデータ分析ロジックを作成、検証
3. 情報公表制度の運用実態とデータに与える影響の調査
① 1で比較した結果、調査票データと情報公表データとの間で特に乖離の大きい項目(5項目程度)を選定 ② ①の項目に係るデータについて、都道府県単位で差異の状況を比較 ③ 都道府県担当者にヒアリング

イ 項目のデータセット全体に対する統計的な妥当性の検証

調査票データ及び情報公表データの項目別データセット間の比較作業の具体的な手順は図表1にて示したとおり。(原則として類似する項目は網羅的に比較している)

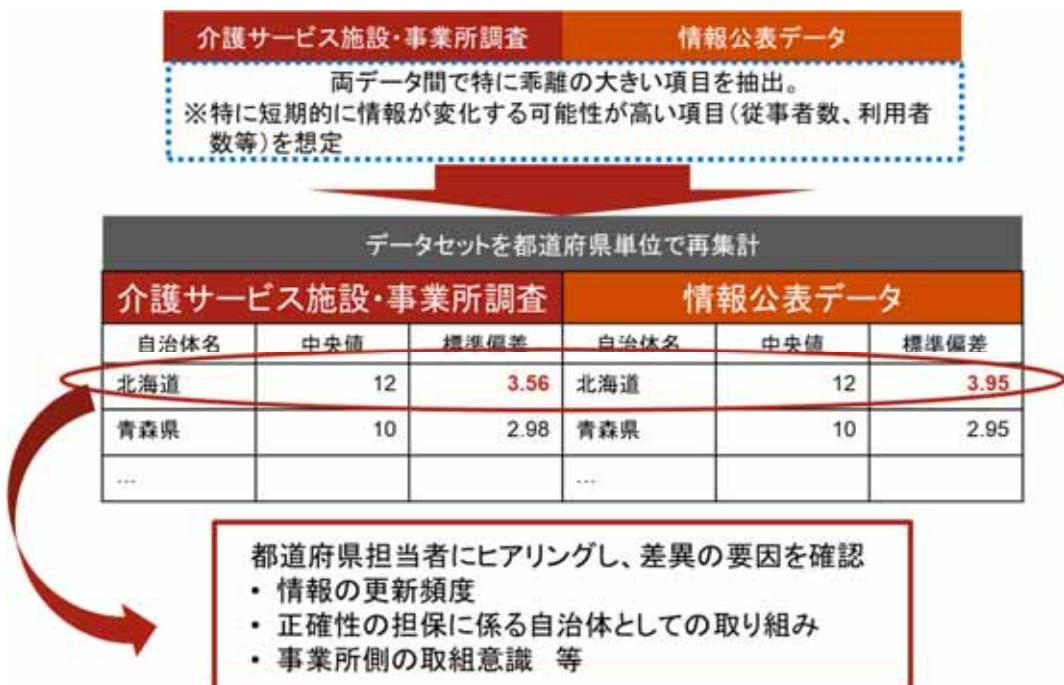
ウ 差異データの要因分析

調査票データ及び情報公表データの項目別データ間の差異データの要因分析作業の具体的な手順は図表2にて示したとおり。なお、本作業は、データ間の差異が大きいサービス類型及び項目を5つ選定して実施した。

エ 情報公表制度の運用実態とデータに与える影響の調査

情報公表制度の運用実態とデータに与える影響の調査作業の具体的な手順は図表10のとおり。なお、本作業は、データ間の差異が大きいサービス類型及び項目を5つ選定して実施した。

図表 10 情報公表制度の運用実態とデータに与える影響の調査作業の手順



分析結果

ア 項目のデータセット全体に対する統計的な妥当性の検証

- i. レコード件数（事業所等数）の比較-基本票とのサービスの種類別データ件数の比較

情報公表データから取得したデータ件数（事業所等数）と調査票データ（基本票）の件数を比較すると、サービス類型によって大きな差が生じているものがあった。

全体としては調査票データ（基本票）の件数を情報公表データの件数が上回るサービス類型が多い。これらのデータについて、事業所番号をキーとして両データセットで一致するデータの件数をカウントすると、多くのサービス類型では高い割合で一致しているものの、乖離が大きい類型も存在した。情報公表データには、調査票データには記録されていない事業所等のデータが多数存在することがわかった。

図表 11 サービスの種類別の両データセット間のデータ件数の比較

	011 介護老人 福祉施設・ 012 地域密着 型介護老人 福祉施設	031 介護療養 型医療施設	041 介護予防 訪問看護	102 訪問介護	201 居宅介護 支援	171 夜間対応 型訪問介護
情報公表データの件数(a)	11,104	254	17,231	38,561	40,543	251
基本票データの件数(b)	10,996	300	14,445	36,420	38,538	223
情報公表データと基本票 データの件数の差(a - b)	108	-46	2,786	2,141	2,005	28
両データで一致する事業所 の数(c)	10,968	241	14,289	35,362	37,434	212
一致率(c / b)	99.7%	79.3%	98.9%	97.1%	97.1%	95.1%

情報公表データの件数が基本票の件数を下回り、一致率も低い
→制度上、類型が廃止されることがわかつており、情報公表データの登録頻度や精度に影響を及ぼしている可能性がある

情報公表データの件数と基本票の件数に差があるが、一致率は高い

ii. レコード件数（事業所等数）の比較-詳細票との項目別データ件数の比較

調査票データ（詳細票）についても、情報公表データとのデータ件数の比較を行った。

具体的には、詳細票が悉皆調査となっているサービス類型について、個別の調査項目のデータ件数と情報公表データにおけるデータ件数を比較した。

例として、i の基本票のデータ一致率が高かった介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人保健施設について、図表 12 に結果をまとめている。

基本票データと情報公表データの総数との比較では大きな乖離の見られなかったこれらのサービス類型でも、詳細票のデータ件数との比較では一定程度データ欠測があった。

これは、情報公表データでは事業所等の基本情報（法人名、事業所名、所在地等）については調査票データと近い数が捕捉されているものの、より詳細な情報については入力されていない事業所等が少なからずあることを示している。

図表 12 両データセット間の項目別データ件数の比較

011 介護老人福祉施設・012地域密着型介護老人福祉施設									
	入所定員	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	介護職員 数常勤専 従	介護職員 数常勤兼 務	介護職員 数非常勤
情報公表データの件数 (a)	9,754	9,781	9,781	9,781	9,781	9,781	9,781	9,781	9,781
詳細票データの件数 (b)	10,084	10,084	10,084	10,084	10,084	10,084	10,084	10,084	10,084
情報公表データと詳細票データの 件数の差 (a - b)	-330	-303	-303	-303	-303	-303	-303	-303	-303

021 介護老人保健施設									
	入所定員	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	介護職員 数常勤専 従	介護職員 数常勤兼 務	介護職員 数非常勤
情報公表データの件数 (a)	4,286	4,286	4,286	4,286	4,286	4,286	4,286	4,286	4,286
詳細票データの件数 (b)	3,948	3,948	3,948	3,948	3,948	3,948	3,948	3,948	3,948
情報公表データと詳細票データの 件数の差 (a - b)	338	338	338	338	338	338	338	338	338

iii. レコード件数（事業所等数）の比較-事業所等規模別

介護老人福祉施設/地域密着型介護老人福祉施設における「定員」の項目の、情報公表データと調査票データ（詳細票）のデータ件数の差について、施設規模（定員）で階層化し、集計した。

いずれの階層でも差が生じているが、中小規模の施設では介護サービス施設・事業所調査のデータ件数が多く、大規模施設では情報公表データのデータ件数が多い状態となっていた。

図表 13 施設規模（定員）別のレコード件数（施設数）の比較

定員	情報公表データ のデータ件数 (a)	詳細票のデータ 件数(b)	差 (c=b-a)	差が詳細票の件 数に占める割合 (c/b)
20人未満	145	143	-2	-1.4%
20人以上40人未満	2,584	2,748	164	6.0%
40人以上60人未満	2,432	2,533	101	4.0%
60人以上80人未満	1,424	1,463	39	2.7%
80人以上	3,169	3,099	-70	-2.3%
計	9,754	9,986	232	2.3%

iv. 項目別データセットの統計量の比較

情報公表データから取得した項目データと調査票データ（詳細票）の基本統計量を比較すると、それぞれ差異が見られた。介護サービス施設・事業所調査において悉皆調査となっている介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設では、定員及び利用者数に関しては情報公表データの方が全般に高い数値となる一方、従事者数では逆の傾向となっていた。

図表 14 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設の情報比較

		入所定員	利用者数					従事者数-介護職員		
			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	常勤専従	常勤兼務	非常勤
情報公表 (a)	中央値	54	0	1	13	22	15	18	0	6
	平均	61.5	0.6	1.7	15.3	23.7	17.3	20.0	4.0	7.8
	標準偏差	31.7	1.5	3.1	10.8	13.0	10.6	13.8	9.5	7.4
	入力件数	9,754	9.781	9,781	9.781	9.781	9.781	9.781	9.781	9.781
詳細票 (b)	中央値	50	0	1	12	21	15	16	0	5
	平均	59.8	0.5	1.6	14.7	23.0	16.8	17.6	6.2	7.2
	標準偏差	30.5	1.4	2.8	10.5	12.6	10.2	14.0	11.4	6.9
	入力件数	10,084	10,084	10,084	10,084	10,084	10,084	10,084	10,084	10,084
誤差率 ((a-b)/b)	中央値	8.0%	-	0.0%	8.3%	4.8%	0.0%	12.5%	-	20.0%
	平均	2.8%	9.1%	9.4%	3.7%	3.1%	2.7%	14.1%	-34.7%	7.3%
	標準偏差	3.9%	8.7%	12.4%	3.2%	3.6%	4.1%	-1.2%	-16.6%	6.7%
	入力件数	-3.3%	-3.0%	-3.0%	-3.0%	-3.0%	-3.0%	-3.0%	-3.0%	-3.0%

一方で、介護サービス施設・事業所調査の詳細票において抽出調査となっている訪問介護事業所では、全般に差異が大きく、とりわけ情報公表データの標準偏差が大きくなっている。

図表 15 訪問介護事業所の情報比較

		利用者数					従事者数-介護職員		
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	常勤専従	常勤兼務	非常勤
情報公表 (a)	中央値	7	7	4	3	2	2	1	7
	平均	10.1	9.2	5.8	4.9	3.8	2.7	2.0	9.7
	標準偏差	12.7	12.1	10.8	12.7	10.3	3.7	3.7	11.0
	入力件数	38,561	38,561	38,561	38,561	38,561	38,561	38,561	38,561
詳細票 (b)	中央値	7	6	4	3	2	1	1	6
	平均	9.7	8.5	5.2	4.4	3.2	2.4	2.6	8.0
	標準偏差	12.2	10.6	6.6	6.9	5.4	3.6	4.4	9.3
	入力件数	9,887	9,887	9,887	9,887	9,887	9,887	9,887	9,887
誤差率 ((a-b)/b)	中央値	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	16.7%
	平均	4.0%	9.1%	12.1%	10.5%	18.6%	10.7%	-24.8%	21.3%
	標準偏差	3.7%	14.3%	62.6%	83.6%	89.3%	2.8%	-15.5%	19.0%
	入力件数	290.0%	290.0%	290.0%	290.0%	290.0%	290.0%	290.0%	290.0%

イ 差異データの要因分析

i. 更新日とデータのバラつき

両データ間で差異が生じているデータの要因として、時点が異なることによる影響が考えられる。調査票データの回答時点（令和4年10月1日）に対して情報公表データの入力日が離れるほどデータの不一致件数も多くなると考え、事業所番号をキーとして情報公表データと調査票データ（詳細票）を突合し、情報公表データの記入時期ごとに各項目が不一致となる件数を集計した。

今回のデータでは情報公表データが令和5年のデータとなっているため、両データ間で時点が異なるレコードが多くなっているが、令和3年（2021年）以前、あるいは令和5年（2023年）以降に記入された情報公表データでは特に、要介護度別利用者数で調査票データ（詳細票）と不一致となることが多い。

利用者数といった比較的動的なデータは、短期間であっても時点が異なることによる影響が大きいと言え、両データの差異を生じさせている大きな要因であるということができる。

図表 16 情報公表データの記入日ごとの調査票データとの不一致数
(介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設)

情報公表データの 記入年月日	該当データ 件数	詳細票とのデータ不一致件数					
		定員	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
~ 2019/12/31	197	41	69	113	146	148	140
2020/1/1 ~ 2020/12/31	137	3	31	56	104	104	102
2021/1/1 ~ 2021/12/31	205	10	44	72	142	141	138
2022/1/1 ~ 2022/12/31	1,732	47	186	400	1,018	1,115	1,083
2023/1/1 ~	7,497	303	1,332	2,624	5,680	5,844	5,764

ii. 誤入力・誤回答の可能性

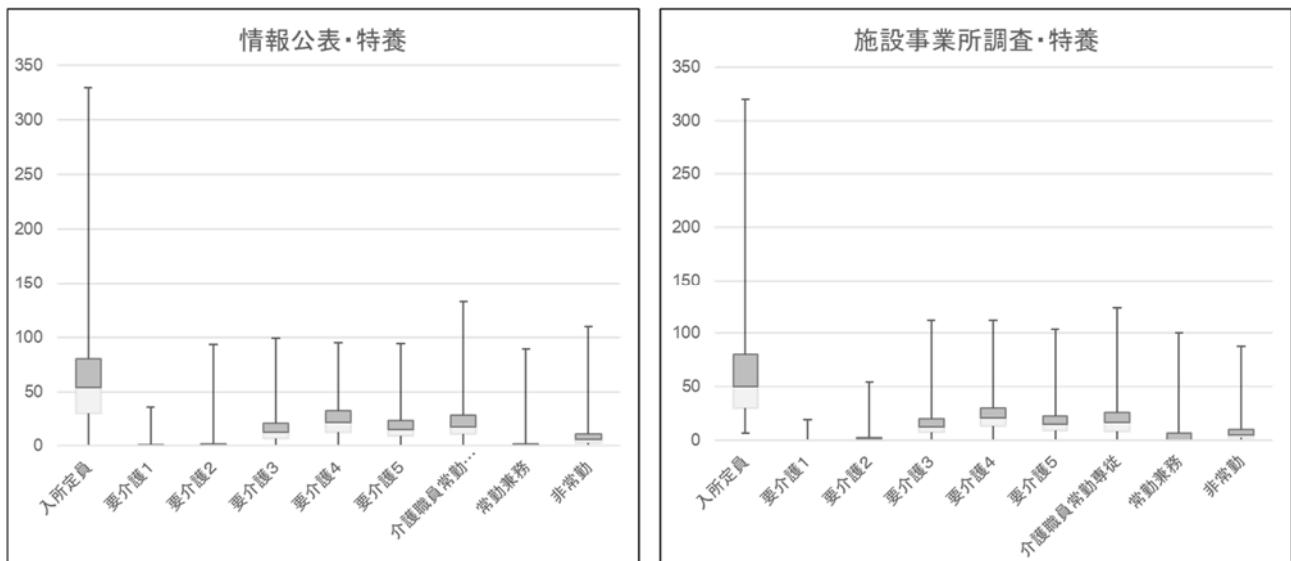
差異が生じている要因として、単純な誤入力、誤回答である可能性がある。

誤入力であるレコードは他のデータ全体の傾向から大きく乖離したレコード（外れ値）になる可能性が高いと想定し、箱ひげ図を用いて両データの比較を行った。

顕著なところでは要介護2の利用者数、非常勤の介護職員数で外れ値（最大値）の差が大きく異なっている。

要介護2以下は通常は介護老人福祉施設の利用者要件とはならないため、時点のずれ等で大きく利用者数が増減することは考えにくく、誤入力の可能性が高いと言える。

図表 17 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設の各項目の箱ひげ図の比較



ウ 情報公表制度の運用実態とデータに与える影響の調査

i. 都道府県別の統計量データの比較

情報公表制度は都道府県によって事業所等に対する働きかけや運用ルールが異なることも考えられ、これが情報公表データの入力状況や精度に影響している可能性が考えられる。

比較的両データ間の件数の差が少ない介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設について、定員の項目に着目し、都道府県別に調査票データと情報公表データそれぞれの最大値/最小値/平均/データ件数を集計した。

情報公表データのデータ件数が著しく少ない都道府県が一部存在しており、こうした自治体では最大値や最小値、平均値も調査票データと傾向が異なっていることがわかる。

ただし、都道府県によっては調査票データのデータ件数の方が少ない場合もあり、一概に情報公表データの入力漏れによる影響だけではない可能性がある点には留意が必要である。

図表 18 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設の定員に係る都道府県別統計量の比較

北海道		青森県		岩手県		宮城県		秋田県		山形県		福島県		
項目	情報公表	詳細票	情報公表	詳細票	情報公表	詳細票	情報公表	詳細票	情報公表	詳細票	情報公表	詳細票	情報公表	詳細票
最大値	160	160	80	110	165	170	200	200	115	117	140	140	150	150
最小値	9	9	20	8	20	0	10	0	20	20	20	6	6	6
平均	56.0	581	43.3	47.4	49.8	48.7	52.6	54.3	52.0	58.6	58.0	64.0	64.5	64.5
入力件数	421	457	14	142	158	180	167	206	120	149	145	155	204	192

茨城県		栃木県		群馬県		埼玉県		千葉県		東京都		神奈川県		
項目	情報公表	詳細票												
最大値	173	115	105	130	120	160	220	220	155	155	307	242	261	248
最小値	18	9	19	16	10	10	20	18	0	9	11	11	8	8
平均	56.5	53.8	47.1	47.4	50.4	50.2	80.4	76.3	58.1	58.5	87.5	84.7	83.9	83.0
入力件数	294	278	37	202	221	235	431	468	466	473	615	571	408	439

新潟県		富山県		石川県		福井県		山梨県		長野県		岐阜県		
項目	情報公表	詳細票												
最大値	150	150	150	150	150	150	150	150	140	140	132	169	169	160
最小値	8	8	10	10	15	15	9	9	19	19	10	10	10	10
平均	57.5	58.1	54.0	54.3	63.3	60.1	50.9	49.9	52.6	43.5	56.8	56.6	63.6	61.7
入力件数	309	303	115	106	123	116	105	104	79	108	233	219	167	179

静岡県		愛知県		三重県		滋賀県		京都府		大阪府		兵庫県		
項目	情報公表	詳細票												
最大値	190	190	200	300	110	110	145	145	292	258	320	320	168	168
最小値	10	10	20	20	9	9	20	20	10	10	16	16	10	10
平均	68.0	62.6	68.5	51.5	51.9	56.1	54.5	66.0	61.5	67.8	64.2	59.0	60.3	60.3
入力件数	294	275	404	388	207	199	132	127	211	199	575	510	400	430

項目	奈良県			和歌山県			鳥取県			島根県			岡山県			広島県			山口県		
	情報公表	詳細票	情報公表																		
最大値	187	160	110	140	120	120	130	100	132	132	134	134	134	134	134	134	133	133	133		
最小値	9	9	20	20	10	10	10	10	16	16	16	16	16	16	16	16	19	19	9		
平均	67.0	62.5	55.0	54.8	59.6	58.5	48.7	46.9	50.7	51.1	54.3	52.8	53.5	53.5	53.5	53.5	48.6	48.6	48.6		
入力件数	125	106	29	108	51	51	87	107	236	218	201	242	158	158	158	158	154	154	154		
項目	徳島県			香川県			愛媛県			高知県			福岡県			佐賀県			長崎県		
	情報公表	詳細票	情報公表																		
最大値	90	90	110	110	150	150	124	124	330	183	140	140	139	139	139	139	188	188	188		
最小値	10	10	20	20	10	10	18	18	0	8	15	15	15	15	15	15	10	10	10		
平均	47.0	46.9	56.1	53.3	50.1	49.9	65.7	65.7	58.4	58.1	57.9	58.7	58.7	58.7	58.7	58.7	46.2	46.2	46.2		
入力件数	85	80	97	96	160	144	66	61	423	405	64	64	55	55	55	55	165	165	159		
項目	熊本県			大分県			宮崎県			鹿児島県			沖縄県			鹿児島県			沖縄県		
	情報公表	詳細票	情報公表																		
最大値	190	190	150	150	155	155	130	130	130	130	130	130	110	110	110	110	110	110	110		
最小値	9	9	9	8	8	10	20	10	10	10	10	10	16	16	16	16	16	16	16		
平均	42.7	42.2	48.7	45.1	57.4	56.3	53.2	53.6	65.2	65.2	65.2	65.2	63.8	63.8	63.8	63.8	63.8	63.8	63.8		
入力件数	230	213	132	119	102	93	211	196	77	77	77	77	67	67	67	67	67	67	67		

ii. 都道府県担当者へのヒアリング結果

情報公表制度に係る都道府県ごとの運用実態について、両データ間の乖離が大きい都道府県と小さい都道府県双方にヒアリングを行った。

いずれの県も事業者等への働きかけについては大きな違いはなく、基本的には年1回程度入力依頼を行っていること、督促を行ってもなお入力のない事業者等は一定数存在することが把握された。

図表 19 都道府県ヒアリングの結果一覧

類型	自治体名	事業者への働きかけ	情報公表システムへの入力頻度	入力内容の担保策
データの乖離が大きい都道府県	栃木県	・年1回、例年の情報公表システムの改修が終ったタイミング(8~11月)で文書郵送にて入力依頼。	・県として指示しているのは左記の年1回。基本情報を変更があれば、自主的に更新している事業所はある。 ・年間の報酬請求額100万円以下の事業所は任意。義務でないが自主的に登録を申し出るところもある。	・入力の完了状況は県でも見られるので、指示した〆切を過ぎたらメールや電話で再度督促。 ・督促しても入力しないところはやはり一定数はある。
	和歌山県	・年1回、秋頃に文書郵送にて入力依頼。 ・指定した期日までに入力がない場合は文書郵送にて督促。	・県として指示しているのは左記の年1回。 ・年間の報酬請求額100万円以下の事業所は任意。義務でないが自主的に登録するところもある。	・基本的には一度の督促まで。 ・督促しても入力しないところはやはり一定数はある。
データの乖離が小さい都道府県	福井県	・年1回秋頃に入力を依頼。(入力の案内作業は外部委託) ・指定した期日までに入力しない事業者については月次で個別のメールや電話で督促。 ・実地指導等での入力に関する指導はなし。	・県として指示しているのは左記の年1回。 ・年間の報酬請求額100万円以下の事業所は任意。義務でないが自主的に登録するところもある。今年は3件ほどあった。 ・実際に未入力のままになっている件数は把握できていないが、初回入力後更新がないものや、休止・廃止になった事業所がそのまま残っていたりする。	・月次で督促しても、最終的に未入力のままとなっている事業所は一定数ある。
	鳥取県	・年1回秋頃に、メーリングリスト+FAX、県HPにて入力依頼。4月1日時点の情報を入力いただく。 ・実地指導等での入力に関する指導はなし。	・県として指示しているのは左記の年1回。 ・年間の報酬請求額100万円以下の事業所は任意。義務でないが自主的に登録するところもある。 ・実際に未入力となっている事業者等は36件。2年超データの更新がない事業者等は40件あるが、報酬請求額100万円以下の事業者等もここに含まれている。	・入力率が著しく悪い場合には入力の督促を実施するが、近年は8~9割の事業者等から入力いただきしており、督促は行っていない。

(2) 介護DBデータの分析

介護DBデータの特徴

ア 介護DBデータの概略

介護DBデータについては、毎月の介護報酬請求（事業所等）や給付費請求（利用者）に紐づく行政記録情報であり、更新の頻度が高く、事業所等の運営や個々人の給付に直結する性質上、ほぼ網羅的（ほぼすべての事業所等が入力する）であると想定される。

他方で、請求に直接関係しないデータは入力されず、事業所等の情報を広範にカバーしているとは限らない側面もある。

また、平成24年度以降のすべての事業所等及び受給者の履歴データが格納されているため、データの抽出や加工方法に留意が必要である。

図表 20 介護DBデータの特徴

データの入力者	事業所等
主な内容	・事業所台帳 (サービスの種類、異動情報、人員配置区分、各加算・減算の有無) ・給付実績情報 (被保険者情報、請求先情報、居宅サービス計画費情報)
更新頻度	介護報酬請求ごと（ほぼ毎月）
データの精度・回答の担保	あり（入力内容に誤りがあれば過誤調整や不正請求になる可能性あり）
データの始期	介護レセプト：H24.4～
データ形式	CSV 形式

イ 介護サービス施設・事業所調査の項目との関係性

介護DBデータについては、報酬の請求（算定）と直接関与しない資格別の従事者数や居室の状況が記録されておらず、介護サービス施設・事業所調査の項目との親和性は低いと言える。

図表 21 介護サービス施設・事業所調査と介護DBデータの類似項目

基本票		詳細票			
介護サービス施設・事業所調査の項目	介護DBのデータ	介護サービス施設・事業所調査の項目	介護DBのデータ	介護サービス施設・事業所調査の項目	介護DBのデータ
県・市区町村符号-県番号	事業所番号から変換可能	県・市区町村符号-県番号	事業所番号から変換可能	サテライトの運営	-
県・市区町村符号-市区町村符号	事業所番号から変換可能	県・市区町村符号-市区町村符号	事業所番号から変換可能	併設の状況	-
事業所番号	事業所番号	開設年月	-	従事者数-施設長	-
活動の状況	休止・廃止コード	開設主体	-	従事者数-医師	-
サービス種別	サービス種別コード	経営主体	法人等種別コード	従事者数-歯科医師	-
入所定員-介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設	-	事業所番号	事業所番号	従事者数-生活相談員	-
入所定員-地域密着型介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設	-	活動の状況	休止・廃止コード	従事者数-社会福祉士	-
郵便番号	郵便番号	介護報酬上の届出	-	従事者数-看護師	-
電話番号	電話番号	入所定員	利用定員数	従事者数-准看護師	-
法人名	法人名	居室の状況(室数)	-	従事者数-介護職員	-
施設の所在地	施設の所在地	ユニット型室数	-	従事者数-介護福祉士	-
施設の名称	施設の名称	ユニットの状況	-	従事者数-介護福祉士のうち勤続10年以上	-
		居住費の状況	-	従事者数-管理栄養士	-
		在所者の有無	- (利用者情報を加工)	従事者数-栄養士	-
		要介護度別人数	- (利用者情報を加工)	従事者数-歯科衛生士	-
		苦情解決のための取組状況	-	従事者数-機能訓練指導員	-
		夜勤勤務体制	-	従事者数-理学療法士	-
		夜勤職員の実人員数及び夜勤回数	-	従事者数-介護支援専門員	介護支援専門員数

図表 22 提供された介護DBデータのレイアウトイメージ

提供用に連番の
管理番号を追加

同じ事業所のすべての異動
に係るレコードが現れる

2	4	5	6	7	…	21	22
管理番号	異動年月日	異動区分コード	異動事由	事業所番号	事業所所在地市町村番号	法人等種別コード	指定／基準該当等事業所区分コード
1	2018/4/1	1:新規	xxxxxxxxxx	08701xxxxxx	082016	05:営利法人	1:指定事業所
2	2022/4/1	2:変更	xxxxxxxxxx	08701xxxxxx	082016	05:営利法人	1:指定事業所
3	2023/10/1	2:変更	xxxxxxxxxx	08701xxxxxx	082016	05:営利法人	1:指定事業所

介護DBデータの分析のポイント

介護DBデータの取り扱いを検討するにあたって以下のとおり仮説を設定した。

図表 23 介護DBデータ活用のポイント

仮説1：事業所台帳情報では介護サービス施設・事業所調査の項目を直接に代替できるデータは少ないが、データ間の連携・集計で代替可能となる項目があるのではないか。

	(分析の方向性) 事業所台帳情報と給付実績情報の連携方法について実証するとともに、結果データについて統計的な妥当性を検証する。
分析手法	<ul style="list-style-type: none">・情報連携方法（フロー）の検討・項目のデータセット全体に対する統計的な妥当性の検証

仮説2：直接的な代替以外にも、調査票データの補足や確認に有用な情報があるのではないか。

	(分析の方向性) 事業所等の人員体制や設備に応じて算定される加算等の算定有無を施設・事業所調査のデータと連携し、整合性を確認する
分析手法	<ul style="list-style-type: none">・加算等の算定有無の連携方法（フロー）の検討・算定がある事業所等の介護サービス施設・事業所調査での回答との整合性確認

分析方法

②の仮説を踏まえ、分析方法を図表24のとおり検討した。

図表 24 分析方法の概要

1. データ連携フローの作成
① 介護DBデータから、必要な情報を抽出する ② 事業所番号等をキーとして、介護DBデータ（給付実績情報）を事業所ごとに名寄せする ③ 名寄せした給付実績情報を介護DBデータ（事業所台帳データ）とリンクさせる ④ 事業所番号等をキーとして、調査票データに介護DBデータ（事業所台帳情報）をリンクさせる ⑤ これらの手順をフロー図にまとめる
2. 項目のデータセット全体に対する統計的な比較・検証
① 調査票データと1で抽出した介護DBデータをデータセットとし、基本統計量や検定統計量を算出。 ② ①で算出した統計量を比較 ③ 統計量の差異について、要因及び影響に係る仮説を設定、分析 ④ 分析結果を有識者に提示し意見をヒアリング、ブラッシュアップを図る
3. 加算の取得状況と調査票データにおける人員体制の比較検証
① 介護DBデータで記録される各加算について、加算取得の要件として満たされるべき人員配置（従事者数）の条件を特定 ② 1でリンクさせたデータを用いて、加算取得要件と調査票データ上の人員配置数を比較 ③ 差異が生じるデータについて、要因を仮説立て、検証

分析結果

ア データ連携フローの作成

1. 必要なデータの抽出

今回の調査研究では、介護DBより以下のデータの提供を受けた。

図表 25 介護DBデータの提供情報

帳票(台帳)名	情報分類	内容	抽出条件
事業所台帳	基本情報	事業所番号、法人等種別、指定／基準該当等事業所区分等	「異動年月日」が「令和4年10月1日以前」のレコード
	サービス情報	事業所番号、サービス種類、事業開始年月日、事業休止年月日、事業廃止年月日、地域区分、サービス提供体制に関する各種加算の情報等	
	介護支援専門員情報	介護支援専門員の属性に関する情報	
給付実績情報	基本情報レコード	介護給付費明細書に記載されている要介護者等の生年月、性別、要介護度等	令和4年10月に提供されたサービスに係る請求データ(居宅サービス計画費情報は「対象年月日」が令和4年10月であるもの)
	明細情報レコード	居宅介護支援・介護予防支援及び償還払いサービスを除く介護サービスの介護給付費明細書に記載されている情報	
	居宅サービス計画費情報レコード	居宅介護支援・介護予防支援の介護給付費明細書に記載されている情報	

図表 26 介護DBデータの抽出の考え方

(例)事業所台帳情報(基本情報)(DT5142)の場合



ii. データの加工

提供されたデータについては以下のとおり項目の抽出と加工を行った。

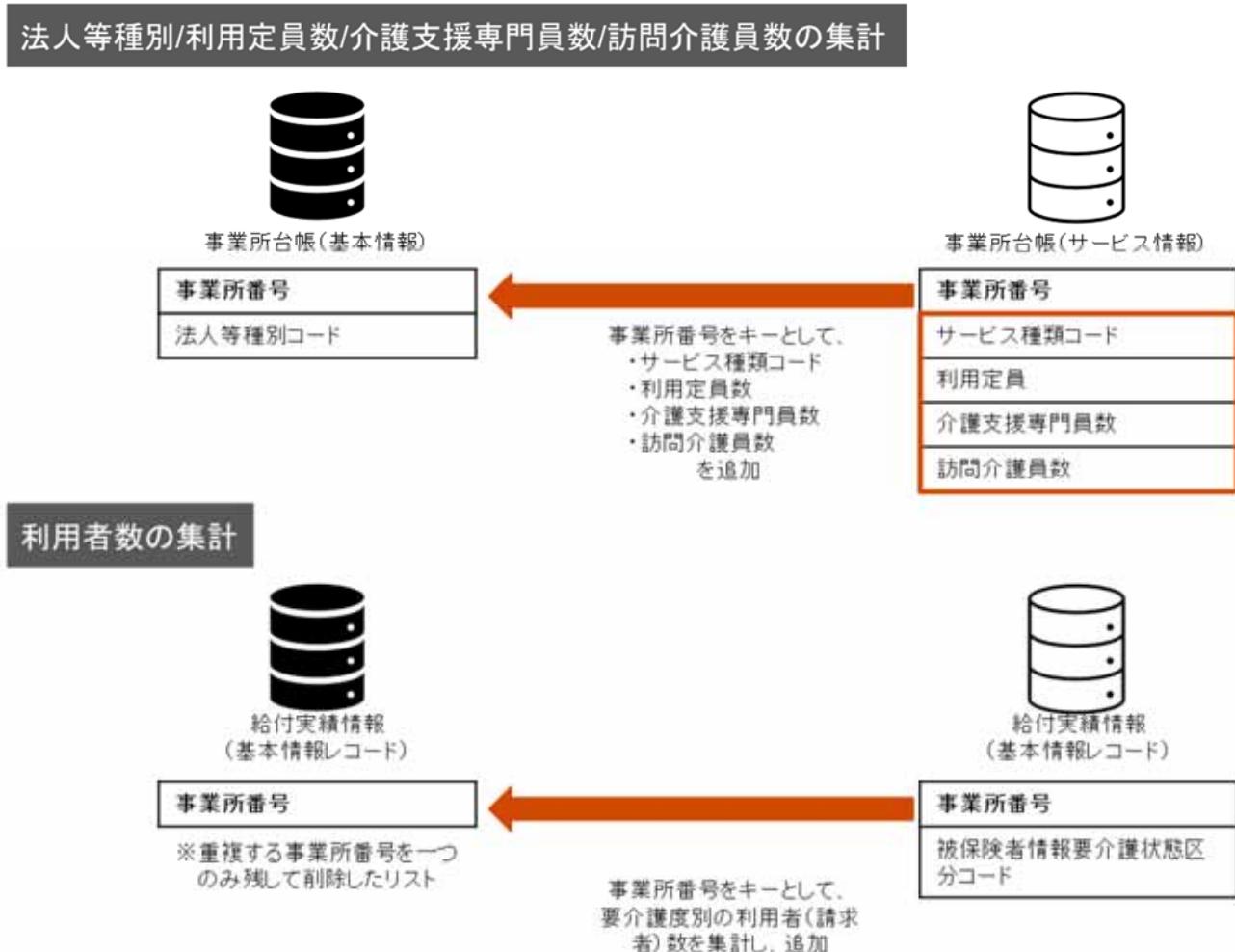
図表 27 データの加工状況

帳票(台帳)名	情報分類	使用項目	加工内容
事業所台帳	基本情報	異動年月日、異動区分コード、事業所番号、事業所所在地市町村番号、法人等種別コード、指定／基準該当等事業所区分コード	
	サービス情報	異動年月日、事業所番号、サービス種類コード、事業開始年月日、事業休止年月日、事業廃止年月日、施設等の区分コード、人員配置区分コード、常勤専従医師配置の有無、看護職員の欠員による減算の状況、理学療法士の欠員による減算の状況、作業療法士の欠員による減算の状況、介護支援専門員の欠員による減算の状況、介護支援専門員数(専従の常勤者)、介護支援専門員数(専従の非常勤者)、介護支援専門員数(兼務の常勤者)、介護支援専門員数(兼務の非常勤者)、訪問介護員数(専従の常勤者)、訪問介護員数(専従の非常勤者)、訪問介護員数(兼務の常勤者)、訪問介護員数(兼務の非常勤者)、訪問介護員数(常勤換算後の人數)、利用定員数、療養体制維持特別加算、サービス提供体制強化加算、看護体制加算、夜勤職員配置加算、看護職員配置加算、夜間ケア加算、サービス提供体制強化加算(空床型)、定期巡回・隨時対応サービスに関する状況	全レコードを「異動年月日」順に並べた上で、異動年月日が最新のレコードを残し事業所番号が重複するレコードを削除 (事業所番号ごとに異動年月日が最新のレコードを残す)
	介護支援専門員情報	異動年月日、異動区分コード、事業所番号、介護支援専門員番号、主任ケアマネ資格の有無	全レコードを「異動年月日」順に並べた上で、異動年月日が最新のレコードを残し介護支援専門員番号が重複するレコードを削除
給付実績情報	基本情報レコード	提供先番号、給付実績区分コード、事業所番号、被保険者情報要介護状態区分コード、居宅サービス計画事業所番号(居宅介護支援事業所等)、開始年月日、中止年月日、入所(院)年月日、退所(院)年月日	特になし ※基本情報レコードについては事業所番号が重複するレコードを削除したリスト(疑似的な請求事業所リスト)を別途作成
	明細情報レコード	提供先番号(被保険者番号)、事業所番号、サービス種類コード	
	居宅サービス計画費情報レコード	提供先番号(被保険者番号)、事業所番号、指定／基準該当等事業所区分コード、サービス種類コード	

iii. データの連携

集計に当たっては、以下の通りデータの接続を試みた。

図表 28 各データの連携図



イ データセットに対する統計的な比較・検証

i. データ件数（事業所等数）の比較

介護DBデータ（事業所台帳）から加工・抽出した事業所等数と調査票データ（基本票）の件数をサービス別に比較した。

いずれか一方のデータが多い/少ないといった傾向が見られず、全般にバラつきと乖離の大きい結果と言える。

図表 29 介護DBにおける事業所等数と調査票データの比較

	011 介護老人福祉施設 012 地域密着型介護老人福祉施設	021 介護老人保健施設	031 介護療養型医療施設	041 介護予防訪問看護	072 通所介護	081 介護予防短期入所生活介護	091 介護予防特定施設入居者生活介護	102 訪問介護	111 介護予防訪問入浴介護	121 介護予防福祉用具貸与 122 福祉用具貸与 131 特定介護予防福祉用具販売 132 特定福祉用具販売	201 居宅介護支援
介護DB	18,105	2,116	1,005	28,444	21,545	12,577	9,669	30,985	2,728	12,153	64,531
基本票	10,996	4,273	300	14,445	24,569	11,325	5,273	36,420	1,547	8,259	38,538
差	7,109	-2,157	705	13,999	-3,024	1,252	4,396	-5,435	1,181	3,894	25,993

ii. 法人類型別事業所等数の比較

介護DBデータ（事業所台帳）から直接代替可能と考えられる「法人等種別」について、それぞれのデータを用いて類型別の事業所等数を集計し比較した。

介護DBデータでは自治体が運営する施設数が多く出ているほか、介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設においては、社団・財団法人等の介護サービス施設・事業所調査では0件となっている法人類型が介護DBでは複数計上されている等、乖離の大きい結果となっている。

図表 30 法人類型別事業所等数の比較

＜介護老人福祉施設/地域密着型介護老人福祉施設の情報比較＞

詳細票(経営主体)	件数	総数に占める割合	介護DB(事業所台帳情報)	件数	総数に占める割合
都道府県	0	0.0%	地方公共団体(都道府県)	9	0.0%
市区町村	48	0.5%	地方公共団体(市町村)	374	2.1%
広域連合・一部事務組合	87	0.9%	地方公共団体(広域連合・一部事務組合等)	154	0.9%
日本赤十字社	9	0.1%	社会福祉法人(社協)	185	1.0%
社会福祉協議会	83	0.8%	社会福祉法人(社協以外)	17,274	95.4%
社会福祉法人(社会福祉協議会以外)	9,855	97.7%	社団・財団	6	0.0%
公益社団・財団法人	0	0.0%	医療法人	2	0.0%
一般社団・財団法人 (公益社団・財団法人以外)	0	0.0%	農協	11	0.1%
上記以外	2	0.0%	その他法人	23	0.1%
総数	10,084	100.0%	その他	66	0.4%
			総数	18,104	100.0%

<訪問介護事業所の情報比較>

詳細票	件数	総数に占める割合	介護DB(事業所台帳情報)	件数	総数に占める割合
都道府県	0	0.0%	地方公共団体(都道府県)	0	0.0%
市区町村	19	0.2%	地方公共団体(市町村)	61	0.2%
広域連合・一部事務組合	11	0.1%	地方公共団体(広域連合・一部事務組合等)	34	0.1%
社会福祉協議会	534	5.4%	社会福祉法人(社協)	1,284	4.1%
社会福祉法人(社会福祉協議会以外)	1,148	11.6%	社会福祉法人(社協以外)	2,855	9.2%
医療法人	589	6.0%	医療法人	1,452	4.7%
公益社団・財団法人	34	0.3%	社団・財団	461	1.5%
一般社団・財団法人(公益社団・財団法人以外)	125	1.3%	農協	252	0.8%
農業協同組合及び連合会	75	0.8%	生協	286	0.9%
消費生活協同組合及び連合会	95	1.0%	営利法人	22,252	71.8%
営利法人(会社)	6,823	69.0%	非営利法人(NPO)	1,540	5.0%
特定非営利活動法人(NPO)	397	4.0%	その他法人	186	0.6%
その他の法人	36	0.4%	非法人	59	0.2%
01~13以外(個人を含む)	1	0.0%	その他	259	0.8%
総数	9,887	100.0%	総数	30,981	100.0%

(3) その他の行政記録情報等を活用した代替可能性等の検討

地方厚生局への訪問看護に関する届出データについて

ア 地方厚生局への訪問看護に関する届出データの概略

指定訪問看護ステーションについては、健康保険法に基づき、地方厚生局へ加算の算定に係る届出を行い、地方厚生局はこの届出の受理状況を公表することとされている。

健康保険法における加算の取得状況の一部については、介護サービス施設・事業所調査の調査項目となっているため、地方厚生局が公表している届出の受理状況の一覧（以下「届出受理一覧」という）が信頼性の高いデータソースとなる可能性がある。

ただし、公表方法（データファイル形式）は地方厚生局によって異なり、データの編集や管理に適した形式ではない場合もある点には留意が必要である。

図表 31 地方厚生局への訪問看護に関する届出データの特徴

データの入力者	地方厚生局
主な内容	健康保険法における指定訪問看護ステーションの加算の届出状況（精神科訪問看護基本療養費、24時間対応体制加算、特別管理加算、機能強化型訪問看護管理療養費が施設・事業所調査の調査項目に該当）
更新頻度	月次
データの精度・回答の担保	あり（加算の取得には厚生局への届出が必要）
データの始期	加算の初回算定（届出）時～
データ形式	PDF 形式、Microsoft Excel 形式（地方厚生局により異なる）

イ 地方厚生局への訪問看護に関する届出データの活用可能性

関東信越厚生局ホームページより、サンプルとして茨城県分の届出受理一覧を取得し、加工の上、調査票データ（訪問看護ステーション基本票）とのマッチングを行った。

届出受理一覧に掲載されている事業所で調査票データに掲載のない事業所は 27 件あった。この要因として、休廃止済みの事業所や、健康保険法の指定を受けていても介護保険法の指定は辞退している事業所、事業所名が令和 4 年 10 月 1 日以降変更となっている事業所等が掲載されている等の可能性が推測される。

図表 32 調査票データとのマッチング作業の概略

届出受理指定訪問看護事業所名簿			
番番	令和7年1月1日現在	事業者名/事業所名	事業所所在地
1	01,9002	一般社団法人茨城県水戸市医師会 水戸市医師会訪問看護ステーションみと	〒310-0913 水戸市見川町2-1-3-1-6
2	01,9004	茨城保健生活調査組合 訪問看護ステーション紅	〒310-0003 水戸市城南3丁目15-7 生活館2階
3	01,9006	医療法人社団 聖栄会 訪問看護ステーションふたりしづか	〒310-0905 水戸市石川4-40-3-9-26
4	01,9016	社会福祉法人 愛の会 訪問看護事業所 ハートニイ	〒311-4144 水戸市間江町国置3
5	01,9019	社会福祉法人 茨城県看護協会 茨城県看護協会訪問看護ステーション群	〒310-0034 水戸市緑町3-5-4-0

法人名、事業所名で
施設・事業所調査
データとマッチング

施設・事業所調査データに
合わせ、算定開始年月日が
令和4年10月1日以前であ
る事業所に絞り込み

届出受理一覧に掲載されている事業所147件のうち、
120件が施設・事業所調査と一致。

また、調査票データより、健康保険法の加算等の届出状況で各加算の届出ありとなって
いる事業所数を集計し、届出受理一覧に掲載されている件数と比較を行った。

いずれの加算も件数には差が生じており、理由としては、届出受理一覧が履歴データを含
まない（最新の状況のみ掲載されている）点が可能性として考えられる。

すなわち、今回の調査では、令和4年10月1日現在の調査票データとの比較を行っている
ところ、当該時点より後に事業所の休廃止や名称変更、加算取得状況の変更があった場合
には、今回使用している令和7年1月1日現在の届出受理一覧では変更後の情報/日付で上
書きされており、時点の差による情報の不一致が生じると考えられる。

介護サービス施設・事業所調査の調査日と近い時点での届出状況に関するデータが入手で
きれば、より適切に情報をマッチングできる可能性がある。

図表 33 加算届出件数の比較作業の概略

加算届出ありの件数(茨城県)				
データ区分	24時間対応体制加算	特別管理加算	機能強化型訪問看護管理療養費	精神科訪問看護基本療養費の届出
施設事業所調査	178	178	14	149
届出受理一覧	112	111	15	86

届出受理一覧には最新の算定状況が掲載されている

- (例1)令和5年1月1日付で24時間対応体制加算イからロに算定する区分を変更
→届出受理一覧上は「訪看24 第XXX号 令和5年1月1日」とのみ掲載されるため、
今回の施設・事業所調査データの時点とは一致しないデータとして削除される
- (例2)令和5年1月1日付で24時間対応体制加算イの算定を廃止
→届出受理一覧上は以降、掲載されなくなる。
(令和4年10月1日時点の届出受理一覧を入手する必要がある)

L O C F (Last Observation Carried Forward)について

ア L O C F (Last Observation Carried Forward) の概略

介護サービス施設・事業所調査では、同一の客体を複数時点にわたって調査しているケースが多いと考えられることから、詳細票の欠測が発生した場合に、直近の観測値（前年度の同一事業所の回答値）を代入する方法（L O C F法）が考えられる。

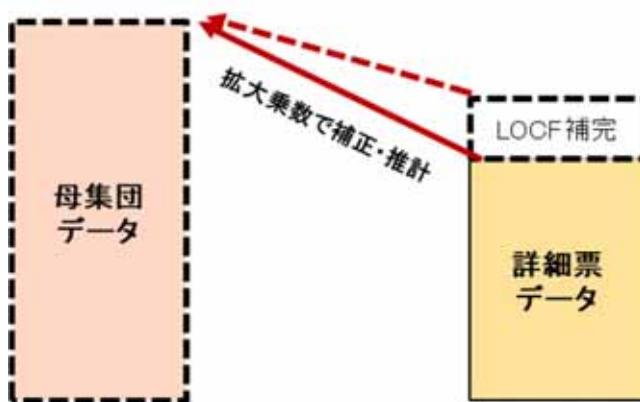
介護サービス施設・事業所調査では、実測値に拡大乗数をかけて推計値を出す手法を探っていることから、令和4年度データを使用して、L O C F法を用いる場合と用いない場合とで同様に拡大乗数を用いた推計値を算出し、比較を行った。

なお、比較作業は、時点による変動が大きいと想定される従事者数を対象に行うこととした。

図表 34 L O C F 法を用いた場合のデータ件数

011 介護老人福祉施設・012 地域密着型介護老人福祉施設				
R4 基本票件数 (a)	R4 詳細票件数 (b)	欠測事業所数 (a-b)	左のうち、R3 詳細票の入力があつたもの (c)	LOCF にて欠測事業所補完後の R4 詳細票入力数 (b+c)
10,996	10,084	912	508	10,592

図表 35 LOCF法を用いた推計値の比較イメージ



イ LOCF法を用いた推計結果

介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設の「看護師数」「介護職員数」「介護支援専門員数」の項目について、LOCF法を用いる場合と用いない場合とで拡大乗数を用いた推計値を算出した結果は図表36のとおりとなった。

ただし、拡大乗数については研究班において独自に都道府県別の拡大乗数を算出して推計したものであり、介護サービス施設・事業所調査の結果として公表されている数値とは異なる点に留意が必要である。

LOCF法を用いる場合と用いない場合とで大きな差は生じず、近似の推計が出せると言える。一方で、項目によってはLOCF法を用いる場合と用いない場合とで推計値の大小が異なり、近年の介護職員について減少が見られる傾向が影響している可能性や、欠測値となっている（かつ前年度は回答のあった）事業所に何らかの傾向がある可能性も考えられる。

図表 36 LOCF法を用いた場合と用いない場合それぞれの従事者数の推計結果

011 介護老人福祉施設・012 地域密着型介護老人福祉施設									
	看護師			介護職員			介護支援専門員		
	常勤専従	常勤兼務	非常勤	常勤専従	常勤兼務	非常勤	常勤専従	常勤兼務	非常勤
実測値	12,479	7,939	9,765	177,120	62,117	72,996	5,366	9,829	649
拡大乗数による推計値 (a)	13,608	8,654	10,658	193,202	67,678	79,766	5,861	10,710	705
LOCF代入後の数値	13,091	8,356	10,286	185,569	65,570	76,802	5,635	10,297	680
LOCF代入後の拡大乗数による推計値(b)	13,575	8,682	10,694	192,563	68,120	79,926	5,854	10,677	704
LOCF代入前後の拡大乗数による推計値の差(b-a)	-33	28	36	-639	442	160	-7	-33	-1
LOCF代入前後の拡大乗数による推計値の比(b/a)	99.8%	100.3%	100.3%	99.7%	100.7%	100.2%	99.9%	99.7%	99.9%

3 . 考察と提言

(1) 情報公表データについて

設定した仮説の検証

仮説 1 : 情報公表データは網羅性が高く、活動休止/廃止事業所等も含めてカバーされているのではないか

- ・情報公表データ及び調査票データそれぞれの各項目の基本統計量については、全体としては一定の類似性が見られた。(図表 14)
- ・一方で、すでにサービス類型の廃止が決まっている介護療養型医療施設では調査票データ(基本票)に記録されている施設のうち約 21%が情報公表データには登録されていない等、事業所等数(レコードの件数)に乖離が見られるサービス類型もあった。(図表 11)
- ・また、調査票データ(基本票)の件数と情報公表データに登録されている件数がほぼ一致(99.7%)している介護老人福祉施設/地域密着型介護老人福祉施設でも、定員及び要介護度別利用者数の各項目においては、調査票データ(詳細票)より情報公表データの方がデータ件数が約 300 件少ない等、データが未入力の個所も多数あった。(図表 12)
- ・こうした結果を踏まえると、必ずしも網羅的にデータが揃っているとは言えない。

仮説 2 : 情報公表データは時点にばらつきがあり、特定の時点(各年 10 月 1 日)での最新の情報を保持しているとは限らないのではないか。

- ・今回使用した情報公表データでは、介護老人福祉施設/地域密着型介護老人福祉施設において更新日が 2021 年以前であるデータが 500 件超(全体の約 5 %)ある等、数年間更新されていないと考えられるレコードが多数存在していた。(図表 16)
都道府県ヒアリングでも、休廃止された事業所のデータがそのままとなっていたり、都道府県より入力を督促しても更新がない事業所等が一定数あることがわかっている。
- ・また、介護老人福祉施設/地域密着型介護老人福祉施設の要介護度別利用者では調査票データ(詳細票)と情報公表データで数値が一致しないデータが約 7 千件ある等(図表 16)、利用者数や従事者数といったデータについては、時点(更新日)によって大きく変動することが確認された。また、有識者からは、従事者数についてはその算出方法が難解であり非常に手間がかかっているという声もあることから、計算誤りについても留意が必要ではないかとの指摘があった。
- ・情報公表データについては、一部の県で調査票データに記録されている件数(事業所等数)の 10 分の 1 程度しか登録されていない等、都道府県ごとの入力状況のバラつきも大きい。(図表 18)
- ・上記の点から、今回取り扱ったデータの範囲では、特定時点での情報を適切に表せるとは言い難い。

仮説 3 : 情報公表の制度運用上、少なくとも一定の時期ごとに事業所等の情報が記録・更新されていることを踏まえ、調査票データにおいて欠測値(未回答等)となっている事業所等のデータ

タを補填することができるのではないか。

- ・介護老人福祉施設/地域密着型介護老人福祉施設では調査票データ（基本票）の件数と情報公表データに登録されている件数がほぼ一致（99.7%）している等（図表 11）、単純に事業所等の数を把握するという観点では、情報公表データによって調査票データを補完することができると考えられる。
- ・仮説 1 で述べたとおり、情報公表データも各項目単位では欠測値が一定数あることも把握されているため、欠測値のすべてを補完することができるわけではないものの、介護サービス施設・事業所調査での欠測値を情報公表データから補うことができるケースは多いと考えられる。
- ・ただし、今回使用した情報公表データではデータの記入日のバラつきが大きく（図表 16）、都道府県ごとの入力状況も異なっている他、外れ値の分布にも相違が見られるため（図表 17, 18）、更新頻度と精度の向上や、特定時点でのデータを取得する方法を検討する等の対応が必要と考えられる。

検証結果のまとめ

仮説の検証結果を踏まえると、現時点では、情報公表データは国が実施する統計調査に求められる網羅性と、ある時点での情報を正確に表す適時性のいずれも十分ではなく、介護サービス施設・事業所調査の調査項目を直接代替できるものであるとは言えない。

（2）介護DBデータについて

設定した仮説の検証

仮説 1：事業所台帳情報では介護サービス施設・事業所調査の項目を直接に代替できるデータは少ないが、データ間の連携・集計で代替可能となる項目があるのではないか。

- ・事業所台帳情報で記録されているサービス類型別の事業所等数については、調査票データ（基本票）とは大きく異なっており（図表 29）、基本情報とサービス情報を連携させて法人類型別の内訳を集計しても、同様に差異が見られた。（図表 30）
- ・事業所台帳情報は調査対象名簿（基本票データに類似）や調査票データの基本票に当たるデータセットとして活用することを想定していたが、個別のデータを見てみると、明らかな異常値（事業開始年月日がデータ入力日より後である、データ入力年月日が数十年前になっている等）が見られた他、すでに廃止されたサービス類型（介護予防訪問介護や介護予防通所介護等）のデータが存在する等、調査対象名簿やデータセットとしては活用が困難であった。
- ・以上から、調査票データ等の代替することは困難と考えられる。

仮説 2：直接的な代替以外にも、調査票データの補足や確認に有用な情報があるのではないか。

- ・事業所台帳情報には、事業所等の人員体制にひもづく加算・減算等の算定状況も記録されており、これらを事業所番号等をキーとして調査票データとひもづけることで、調査票データの数値の整合性を検証するという活用方法が考えられる。
- ・しかしながら、今回提供された事業所台帳データでは、介護サービス施設・事業所調査に記録

されている事業所番号とマッチしないものも多かった。

検証結果のまとめ

- 仮説の検証結果を踏まえると、事業所台帳情報については、そのままでは介護サービス施設・事業所調査の項目の代替は困難であった。
- 給付実績情報については、適切なデータ連携により、実態に近い利用者数を算出できる可能性がある。しかしながら、今回の調査で受領したデータでは、事業所台帳情報から調査票データと整合的な事業者等リストを出力することができず利用者数を集計しても情報のリンク先（事業所等情報）がないという結果になった。
- 事業所台帳情報の加算・減算の取得状況についても、同様に、事業所等リストの作成が課題となつた。

（3）その他の行政記録情報等の活用可能性について

地方厚生局への訪問看護に関する届出データについて

- 訪問看護の加算の算定に係る届出受理一覧については、健康保険法における訪問看護の加算の算定要件となっており、かつ、地方厚生局が管理するものとして、信頼性が高いと言える。
- これを用いて訪問看護の調査票データにおける加算の取得状況を代替、あるいは代入することは十分可能性として考えられるが、公表されているデータのみでは、最新の状況しか把握できず、これのみでは介護サービス施設・事業所調査の調査時点と整合的なデータは取得できないことがわかつた。（図表 32、図表 33）

L O C F (Last Observation Carried Forward) について

- 介護サービス施設・事業所調査では、同一の客体を複数時点にわたって調査しているケースが多いと考えられることから、詳細票の欠測が発生した場合に、直近の観測値（前年度の同一事業所の回答値）を代入する方法（L O C F 法）が考えられる。
- 時点による変動が大きいと想定される従事者数を対象に、L O C F 法を用いた場合と用いない場合とでそれぞれに拡大乗数を用いた推計を行うと、いずれの項目も±1%以内の相違に収まっており、L O C F 法を用いても現行の推計方法と近い推計が可能であると考えられる。

（4）今後の課題と提言

- 情報公表データについては、今回取り扱ったデータではデータの更新時点のバラつきが大きく、それがデータ全体に与える影響も少なくないと推察されることから、毎年の定点における情報を正確に把握することを目的とする統計調査の代替となることは難しい。有識者からも、こうした時点のばらつきがあるデータを統計調査の代替とするのは難しいとの意見があつた。
- 介護サービス施設・事業所調査の調査項目を代替するためには、データの更新頻度が少なくとも年1回程度は更新され、かつ都道府県等が事業所等の基本情報を漏れなく登録するといった条件を満たすデータであることが望ましい。また、今回取り扱った情報公表データは令和5年10月時点で情報公表システムに登録されているデータであったが、最新の状況だけで

なく、特定の時点での事業所等の情報が任意に取り出せるようなデータであることも重要である。

- ・一方で、こうした時点のバラつきの影響を含めてもなお、データ全体の傾向、統計量等の指標としては情報公表データと介護サービス施設・事業所調査データとで一定の類似性も認められるため、調査票データの欠測値の補完に用いるといった活用方法は考えられる。特に、比較的時点による変化が少ない（月次等で頻度高く変化するものではない）と考えられる入所定員、居室の状況といった項目は、例えば情報公表データの入力時点が極端に古いものを除く、あるいは前年10月以降のものに絞って参照する等一定の条件での抽出等を行うことで、全体の平均値の代入や前年の観測値の代入よりも適切な数字を代入できる可能性がある。
- ・介護DBデータについては、今回提供されたデータ及び、使用した方法論では、適切な事業所等リストを抽出することができず、調査項目の代替及びその他の活用が困難という結果になった。
- ・ただし、介護DBは提供されるデータの形態・形式を踏まえると、データの抽出や加工、連携方法といった準備作業の仕様が異なれば最終的な集計結果も異なると想定され、抽出条件や使用する項目を変えて数パターンのデータを受領し、これらの作業方法、フローを整理することで、活用可能性についてもまた違った結果になる可能性がある点には留意が必要である。
- ・例えば、今回取り扱った給付実績情報は令和4年10月請求分のみであったが、何らかの事情で一時的に報酬請求が発生しなかった事業所等を想定し、複数月（8～10月の3か月分等）のデータを用い、事業所等の重複を丁寧に整理することで、給付実績情報を用いて事業所等のリストを作成することも考えられる。この点、有識者からは、介護DBを用いた研究を行っている研究者の間ではデータの取り扱い方についてもよく議論されており、先行的な知見のある研究者グループの助言も受けながら方法論を整理すると良いのではないかとの指摘があった。
- ・訪問看護の加算の算定に係る届出受理一覧については、加算の算定要件として事業所から法令に基づき提出されるものであり、制度や信頼性については高いものであると考えられる。
- ・一方で、届出受理一覧に掲載されている事業所で調査票データに掲載のない事業所が一定数あることが確認されており、届出の受理手続きにおける詳細な運用を把握する、より最新のデータ同士の比較を行う等で、この差異が生じる理由を明らかにすることが必要である。
- ・また、公表されている届出受理一覧についてはあくまで最新の状況に関する情報であり、施設・事業所調査のような過去の特定時点のデータとの突合には不足が生じる可能性が高い。地方厚生局において届出の受理状況を履歴データとして管理しているか、及び任意の時点での情報を取り出すことができるかを確認し、介護サービス施設・事業所調査の調査日と近いデータを受領することができれば、活用できる可能性がある。
- ・LOCF法を用いた従事者数の推計については、これを用いなかった場合とほぼ近似の推計結果を示せることから、導入可能性は高いと言える。

- ・ただし、項目によって、LOC法を用いる場合と用いない場合とで推計値の大小が異なっていることから、近年の介護職員について減少が見られる傾向が影響している可能性があることや未回答事業所の傾向（事業所規模や併設事業所・サービスの有無等）、前年度回答したにもかかわらず翌年度は回答しなかった（もしくはできなかった）背景について、留意する必要があると考えられる。

参考資料

(1) 業務要件

本調査研究では、調査票データの二次利用及び介護DBデータの借用が必要であることから、以下の点に留意しながら業務を遂行した。

情報セキュリティ確保の取組

弊社では、情報セキュリティ部門 (Security Trust and Data Office, Network Information Security(NIS)) および、IT 部門 (IT) が協力し、情報セキュリティの最適化に向けた取り組みを継続的に行っている。

具体的には、セキュリティフレームワーク (ISO27002 : 2013 等) と整合性のある policy に基づいて管理体制を整備するとともに、その周知徹底を図るために全スタッフに対する定期的な研修を実施している。

また、業務で使用しているパソコンのハードディスクに対する高度な暗号化、当社の情報にインターネット経由でアクセスする場合の VPN による通信の暗号化などの技術的な対策も講じ、堅牢な情報セキュリティの実現に努めている。

ISO27001 認証、ISO9001(QMS)認証を取得済みである。

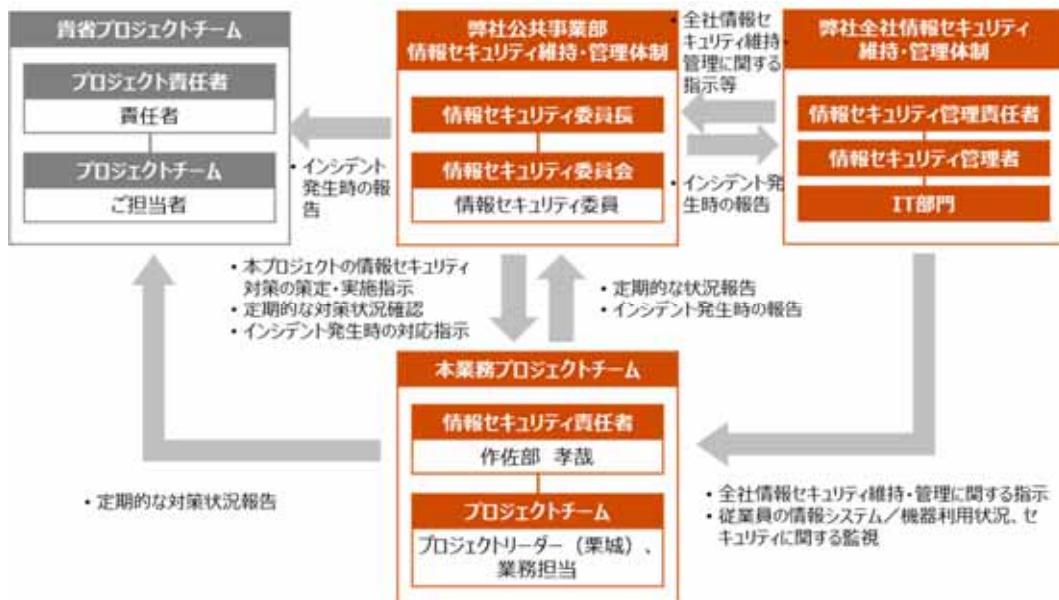
図表 37 主な情報セキュリティ対策一覧

対策区分	内容
組織的対策	<ul style="list-style-type: none">✓ 体制の構築と維持✓ 情報セキュリティ関連規程類の定期的な見直し✓ 定期的な点検、監査の実施 等
人的対策	<ul style="list-style-type: none">✓ 機密保持契約の締結✓ 情報保護義務および罰則の規定✓ 情報セキュリティ関連教育の実施 等
物理的・環境的対策	<ul style="list-style-type: none">✓ 施設への入退室（館）制御およびアクセス管理✓ 重要エリアの隔離✓ データコピーの制限✓ 紙面資料保管庫の施錠管理✓ 電子データへのアクセス管理 等
技術的対策	<ul style="list-style-type: none">✓ リモートアクセス通信の暗号化および 2要素認証の実施✓ 次世代型ファイアウォールやAIを利用したウイルス対策✓ ソフト等の導入および24時間監視によるサイバー攻撃対策✓ 法人貸与PCのローカルディスクの暗号化✓ セキュリティパッチの集中管理✓ 外部接続デバイスの制御✓ メール添付ファイル自動暗号化機能の導入✓ セキュリティカードによるプリントの出力制限 等

情報セキュリティ体制

図表5のとおりセキュリティが確保できる体制を構築し、業務期間中、セキュリティ対策が有效地に機能していること、及びセキュリティインシデントが発生していないことを確認した。

図表 38 情報セキュリティ体制図



(2) 実施体制

介護政策や統計解析に関する知見を持つスタッフを社内有識者として置くとともに、業務の実働には介護DBの分析に係る調査研究事業や類似の調査研究事業等の実績を持つスタッフで体制を構築した。

図表 39 本調査研究の実施体制及び担当者

所属	担当	氏名
PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 Director	統括責任者/ 社内有識者	東海林 崇
PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 Manager	進行管理担当	栗城 尚史
PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 Manager	分析担当	中西 亮太
PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 Senior Associate	業務担当	中村 舞

(3) 有識者ヒアリング協力者

有識者ヒアリングについては下記の学識経験者の助言をいただいた。

図表 40 有識者ヒアリング協力者 ※敬称略

所属	役職	氏名
国立保健医療科学院 医療・福祉サービス研究部 福祉サービス研究領域	上席主任研究官	森山 葉子

令和6年度

介護サービス施設・事業所調査の調査項目の代替可能性に関する調査研究

事業報告書

令和7年3月

PwC コンサルティング合同会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー
TEL : 03 - 6257 - 0700(代表)